

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

菜の花学園では、「**な**にごとも **の**びのびと **は**っしん **な**かまとともに」をめざす子ども像としており、人権教育に力を入れて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、「小阪小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

いじめとは…「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

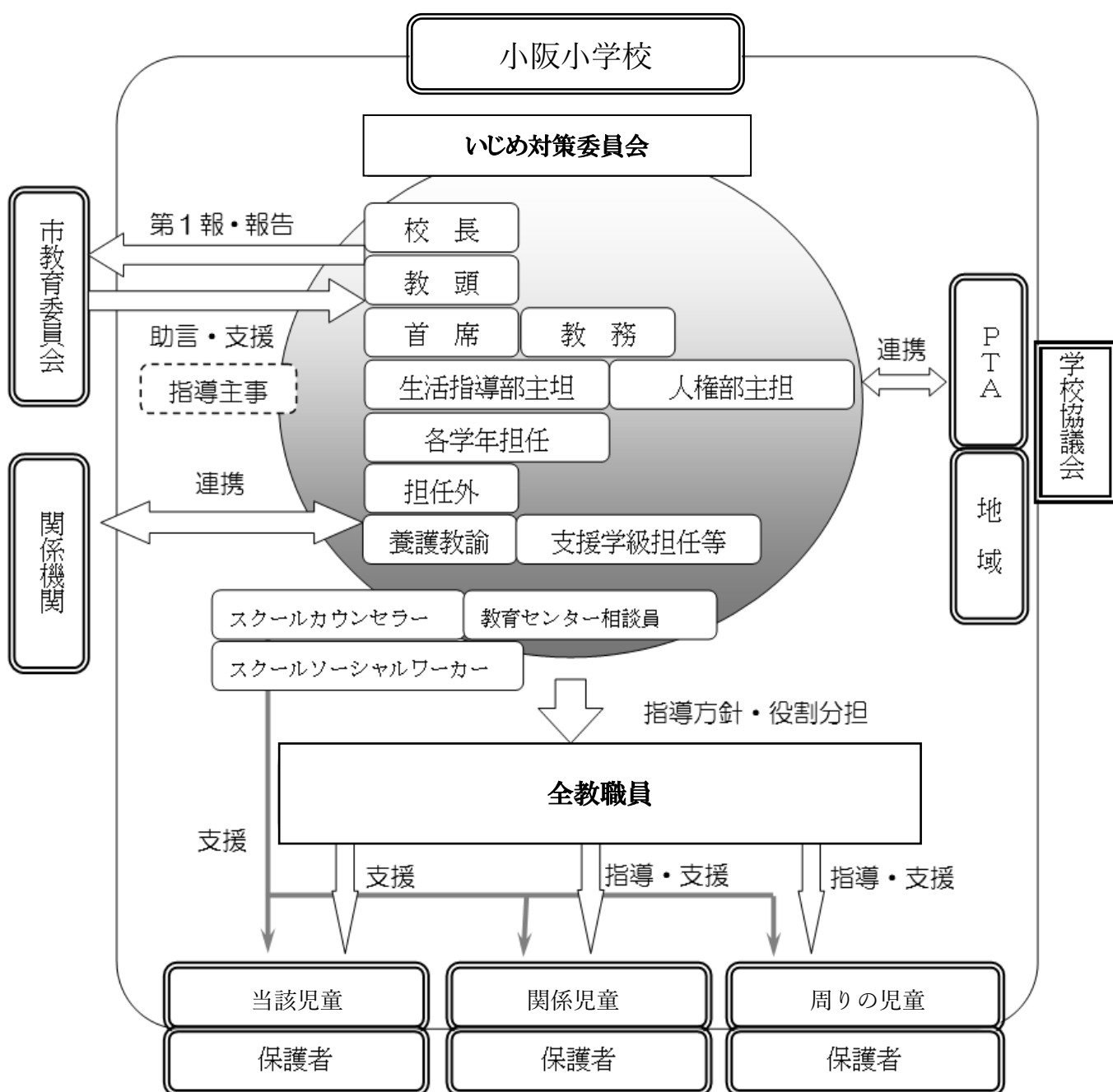
(2) 構成員

校長・教頭・首席・人権教育主担・養護教諭・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター
ブロック1名・当該担任・SC・SSW・教育相談員

(3) 役割

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ア いじめ防止基本方針の策定 | カ 年間計画進捗のチェック |
| イ いじめ未然防止と早期発見の推進 | キ 各取組み有効性の確認 |
| ウ いじめ事象への対応 | ク いじめ防止基本方針の見直し |
| エ 教職員の資質向上のための構内研修 | ケ アンケートの作成、実施 |
| オ 年間計画の企画と実施 | |

(4) 校内組織



4 年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

月	生活目標	行事計画
4	みんなと 仲良くしよう。	・ いじめ防止対策委員会 ・ 不登校対策委員会 ・ 一年生を迎える会 ・ 認証式(各委員会の長も紹介する) ・ 愛ガードさん感謝の会 ・ 新委員会活動開始 ・ クラブ活動開始
5	5月以降は月ごとに児童会で決め、朝礼で知らせる。	・ きょうだい学年遠足 ・ 色別学年下校
6		・ きょうだい学年の活動（1学期） ・ 非行防止教室（6年生） ・ 学校生活アンケート
7		・ 非行防止教室（5年） ・ いじめ防止対策委員会 ・ 不登校対策委員会 ・ 不審者対応の教職員研修
9		・ きょうだい学年の活動（2学期） ・ スクリーニング会議
10		・ 愛ガードさん感謝の会
11		・ 色別学年下校 ・ 学校生活アンケート
12		・ クラブ活動見学（3年生） ・ あいさつ運動 ・ きょうだい学年の活動 ・ いじめ防止対策委員会 ・ 不登校対策委員会
1		・ スクリーニング会議 ・ 薬物乱用防止教室（6年）
2		・ きょうだい学年の活動（3学期） ・ 色別学年下校 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ防止対策委員会 ・ 不登校対策委員会
3		・ 6年生を送る会 ・ 愛ガードさん感謝の会（6年）

5、取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、年数回開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめ防止の対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者どうしの信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れ、全ての児童に対して継続的な働きかけを行う。そして、定期的な調査を行い、些細な兆候、しぐさにも注意を払うようにする。組織的に対応できるように教職員の連携を大切にし、それぞれの役割に応じて対応できるようにする。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、年度当初に基本方針を確認する機会を設け、校外での研修について全教職員に広く共有化し、子ども理解のあり方を常にアップデートする機会とする。また職員会議等において管理職ならびに生活指導部より現状報告と危機管理意識の醸成に努める。

児童に対しては、全校集会や学級活動などで管理職や教職員が日常的にいじめにつながる問題に触れ、いじめを許さない雰囲気を学校全体に醸成していく。

保護者に対しては、懇談やPTAの会議、学校だより等を通し、情報交換をしたり学校の方針を伝えたりするとともに、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る力を育てることが大切である。教科の学習だけでなく、道徳教育や人権教育、委員会活動や係活動などを通して、なかまと過ごすことの楽しさや大切さを味わう経験をさせる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

学習面での困り感が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。また、人間関係の困り感を減らすために、学年や学級等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことも重要となる。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、誰かに相談することや自分なりのストレス発散方法に気づくことにつながるよう、教育活動の中で様々な経験を積んでいくことが必要である。

なお、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うことも重要となる。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたりはやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。よって、指導の在り方に注意を払うことも重要となる。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む

すべての児童が認められている、満たされているという感情を抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れることができる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることにも努める。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む

児童が自らいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進するために、児童会による活動を活発化させることが効果的である。児童が主体的に考え、活動できるよう、教職員は細かなサポートをし、学校全体に活動の趣旨が伝わるよう子どもを支援する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 保護者と連携して児童を見守るため、学年団での生徒の状況の把握と情報交換に努め、いじめの気配が認知された場合は、いじめ対策委員会での対応を図る。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な対応

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の背景を把握して指導にあたることで、再発防止には大切である。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう支援する必要がある。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童どうしが、豊かな人間関係の再構築をする過程を通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候があっても、いじめの疑いがある場合には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止め、児童から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年間で共有し、生徒指導主担、管理職に報告を行う。その後いじめ防止対策委員会で情報共有する。その後、当該施設が中心となり、速やかに関係児童から事情をききとるなどして事実関係を確認する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、対応について相談する。
- (4) 当該児童・関係児童保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。また、担任一人で対応するわけではなく、学年団や、生活指導主担等も協力する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命。身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめ行為を止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達を支援する。
- その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめにかかわった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげるようにする。同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、当該児童・関係児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。
- そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応の在り方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。
- 運動会や児童会活動、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見や価値観が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童から聞き取りなどの調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。